

明治大学士業会慶弔規程（案）

（目 的）

第 1 条 この規程は、明治大学士業会（以下「明士会」という。）の会員に贈与する慶弔金について定めるものである。

（適用範囲）

第 2 条 この規程は、明士会の個人会員（以下「会員」という。）に適用する。

（慶事祝金）

第 3 条 会員が公から表彰を受け、または特別の榮譽に浴したときは祝金または記念品を贈って慶祝することがある。

（弔 慰 金）

第 4 条 会員が死亡したときは、香典、生花または花輪を贈ることがある。

（申出と事実の確認）

第 5 条 会員が第 3 条、第 4 条に該当する場合は、会員または会員の家族の申出により会長がその事実を確認し、都度会長が決裁するものとする。

（特 例）

第 6 条 会員の慶事祝金、弔慰金は原則として 20,000 円を限度とするが、明士会に貢献した会員に対しては増額することができる。

（時 効）

第 7 条 本規程による請求権は、当該事由の発生した日の翌日から 2 年を以って時効とする。

（附 則）

第 8 条 この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。